

社会福祉法人勝縁会 評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人勝縁会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「評議員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(評議員等に支給する報酬の総額)

第2条 評議員等の報酬額の総額を以下のとおりとする。

評議員 150,000円 理事 200,000円 監事 100,000円

(報酬等の算出方法)

第3条 評議員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 研修等により交通費の実費が発生した場合には、下記の金額とは別に旅費規程に基づき、その実費を別途支払うことができる。

(1) 評議員

評議員会等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事・監事

理事会等への出席	5,000円
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、現金にて支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経て、行うものとする。

附則

1. この規程は、令和2年6月24日から施行する。